

関西国際空港周辺海域における異常気象等時特定船舶に対する 情報提供期間の公示

公示期間

公示期間は、異常気象等※時に第五管区海上保安本部長から発表される情報をご確認ください。

※異常気象等

台風、津波その他の異常な気象又は海象

区域

区域（情報聴取義務海域）は、海上交通安全法施行規則第23条の5別表4に掲げる区域



1、	34-22-14 N	135-06-36 E
2、	34-25-43 N	135-02-27 E
3、	34-33-33 N	135-14-10 E
4、	34-33-18 N	135-18-39 E
5、	34-31-41 N	135-20-58 E

公示内容

上記区域において航行し、停留し、又は錨泊している異常気象等時特定船舶※は、公示期間中に大阪湾海上交通センターから提供される情報を聴取しなければならない。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) VHF無線電話を備えていない場合。
- (2) 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合。
- (3) 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合。

※異常気象等時特定船舶

長さ50メートル以上の船舶であって、上記区域において航行し、停留し、又は錨泊しているもの。